

浜田市議会議員に対する議員報酬及び政務活動費に関する アンケート調査 集計結果

1 議員報酬について

(1) 現在の議員報酬額をどのようにお考えですか。

職名	現在の額	該当議員	適当である	多い	少ない	無回答
議長	450,000 円	1 人	6	0	13	3
副議長	380,000 円	1 人	6	0	13	3
委員長	365,000 円	6 人	6	0	13	3
副委員長	357,500 円	6 人	6	0	13	3
議員	350,000 円	8 人	7	0	13	2

(2) (1) で回答した理由をお答えください。

理由
【「適当である」の回答】 ・ 県内他市と比較して許容できる。 ・ 類似団体と同等であり、これまでの経緯に沿ったもの。 ・ 人口規模が同じような自治体とほぼ同等。 ・ 制限を感じず動けるので。 ・ もっと少ない市町はたくさんあるため。 ・ 適当であるので。 ・ 議員の年収が 600 万円程度であり、妥当と考えます。 【「少ない」の回答】 ・ 業務に対する対価として少ないと思うから。 ・ 若い方が議員に挑戦する為には魅力ある報酬が必要と感じる。 ・ 退職金や年金などの身分保障が無い中で、志を持って挑戦できる環境をつくるため。 ・ 議長、副議長、委員長、副委員長：業務量からして少なく感じたため／議員：子育て世代が立候補する際、これでは大学等に進学させれない。 ・ R2.4～現在の報酬である。見直しが必要と考える。 ・ 議長、副議長、委員長、副委員長：議員の報酬を上げれば、必然的に他は上乘せになる。／議員：この報酬では、子どもを学校に行かせることは難しい。 ・ 議長、副議長：会合等の拘束時間を考えると少ない。／委員長、副委員長、議員：業務量が想定よりも多い。

- ・物価高騰、若い方を立候補しやすくするため、活動は想像以上に時間を要する。
- ・年金、健康保険のこと、退職金がないことなどのバランスを考えた際に報酬額が見合っていないと感じます。
- ・子育て世帯の現役世代でも議員活動に専念できる報酬とすべきである。
- ・コスパ。子供を大学に通わせられない報酬でいいはずがない。
- ・平成 28 年以後据置であり改めるべき。
- ・概ね人口類似団体の平均給与だが、議会改革を進め、より市民との関わりを強化している。
- ・議員報酬は引き上げるべきと考える。議員年金制度が廃止され、福利厚生面の保障が十分でない一方で、議員に求められる責任や活動量は年々増えている。県内他市と比較しても浜田市の報酬は低く、職責に見合った報酬水準への見直しが必要。

(3) (1) で回答した理由をお答えください。

①議長（現在の額：450,000 円）

望ましい額	理由
470,000 円 (2 名)	・物価も上昇しているから。 ・R2～R8 の人件費上昇分を考慮した金額が妥当と思われる。(直近の県内では安来市が昨年 4.5% 引上されている。)
480,000 円 (2 名)	・松江、出雲の水準に近づけるべきである。 ・1 日 1,000 円の活動補充×30 日＝30,000 円
500,000 円 (4 名)	・若い方が議員に挑戦する為には魅力ある報酬が必要と感じる。 ・総額で 8,000,000 円程度あって良いのでは。 ・専業で生活できる水準に押し上げるべき。 ・物価高に合わせるべき。
550,000 円 (2 名)	・浜田市職員の部長職、課長職の年間人件費は 1,100 万円である。平均は 800 万円であり、議員の年間人件費もこの金額（職員平均並み）に近づけるべきと思う。 ・議員活動に専念でき、今後議員になりたいと思う人を増やしていかないと考えるため。
2,000,000 円 (1 名)	・そのくらい働いてほしい、働いてる。
金額回答なし (1 名)	・松江市及び出雲市の水準を目標とすべきと考える。私自身のためではなく、次世代や子育て世代が生活への不安なく議員活動に取り組める環境を整えることが、議会の活性化につながると考える。

②副議長（現在の額：380,000 円）

望ましい額	理由
400,000 円 (2 名)	・物価も上昇しているから。 ・R2～R8 の人件費上昇分を考慮した金額が妥当と思われる。(直近の県内では安来市が昨年 4.5% 引上されている。)
410,000 円 (2 名)	・松江、出雲の水準に近づけるべきである。 ・1 日 1,000 円の活動補充×30 日＝30,000 円

430,000 円 (2 名)	・ 専業で生活できる水準に押し上げるべき。 ・ 物価高に合わせるべき。
450,000 円 (1 名)	・ 総額で 7,500,000 円程度あって良いのでは。
480,000 円 (3 名)	・ 若い方が議員に挑戦する為には魅力ある報酬が必要と感じる。 ・ 浜田市職員の部長職、課長職の年間人件費は 1,100 万円である。平均は 800 万円であり、議員の年間人件費もこの金額（職員平均並み）に近づけるべきと思う。 ・ 議員活動に専念でき、今後議員になりたいと思う人を増やしていかないと考えるため。
1,500,000 円 (1 名)	・ そのくらい働いてほしい、働いてる。
金額回答なし (1 名)	・ 松江市及び出雲市の水準を目標とすべきと考える。私自身のためではなく、次世代や子育て世代が生活への不安なく議員活動に取り組める環境を整えることが、議会の活性化につながると考える。

③委員長（現在の額：365,000 円）

望ましい額	理由
385,000 円 (2 名)	・ 物価も上昇しているから。 ・ R2～R8 の人件費上昇分を考慮した金額が妥当と思われる。（直近の県内では安来市が昨年 4.5% 引上されている。）
395,000 円 (2 名)	・ 松江、出雲の水準に近づけるべきである。 ・ 1 日 1,000 円の活動補充×30 日＝30,000 円
415,000 円 (3 名)	・ 総額で 7,000,000 円程度あって良いのでは。 ・ 専業で生活できる水準に押し上げるべき。 ・ 物価高に合わせるべき。
450,000 円 (2 名)	・ 若い方が議員に挑戦する為には魅力ある報酬が必要と感じる。 ・ 議員活動に専念でき、今後議員になりたいと思う人を増やしていかないと考えるため。
465,000 円 (1 名)	・ 浜田市職員の部長職、課長職の年間人件費は 1,100 万円である。平均は 800 万円であり、議員の年間人件費もこの金額（職員平均並み）に近づけるべきと思う。
1,000,000 円 (1 名)	・ そのくらい働いてほしい、働いてる。
金額回答なし (1 名)	・ 松江市及び出雲市の水準を目標とすべきと考える。私自身のためではなく、次世代や子育て世代が生活への不安なく議員活動に取り組める環境を整えることが、議会の活性化につながると考える。

④副委員長（現在の額：357,500 円）

望ましい額	理由
377,500 円 (2 名)	・ 物価も上昇しているから。 ・ R2～R8 の人件費上昇分を考慮した金額が妥当と思われる。（直近の県内では安来市が昨年 4.5% 引上されている。）
387,500 円 (2 名)	・ 松江、出雲の水準に近づけるべきである。 ・ 1 日 1,000 円の活動補充×30 日＝30,000 円

407,500 円 (2 名)	・ 専業で生活できる水準に押し上げるべき。 ・ 物価高に合わせるべき。
410,000 円 (1 名)	・ 総額で 7,000,000 円弱程度あって良いのでは。
420,000 円 (1 名)	・ 若い方が議員に挑戦する為には魅力ある報酬が必要と感じる。
430,000 円 (1 名)	・ 議員活動に専念でき、今後議員になりたいと思う人を増やしていかないと考えるため。
457,500 円 (1 名)	・ 浜田市職員の部長職、課長職の年間人件費は 1,100 万円である。平均は 800 万円であり、議員の年間人件費もこの金額（職員平均並み）に近づけるべきと思う。
1,000,000 円 (1 名)	・ そのくらい働いてほしい、働いてる。
金額回答なし (1 名)	・ 松江市及び出雲市の水準を目標とすべきと考える。私自身のためではなく、次世代や子育て世代が生活への不安なく議員活動に取り組める環境を整えることが、議会の活性化につながると考える。

⑤議員（現在の額：350,000 円）

望ましい額	理由
370,000 円 (2 名)	・ 物価も上昇しているから。 ・ R2～R8 の人件費上昇分を考慮した金額が妥当と思われる。（直近の県内では安来市が昨年 4.5% 引上されている。）
380,000 円 (2 名)	・ 松江、出雲の水準に近づけるべきである。 ・ 1 日 1,000 円の活動補充×30 日＝30,000 円
400,000 円 (5 名)	・ 若い方が議員に挑戦する為には魅力ある報酬が必要と感じる。 ・ 総額で 7,000,000 円弱程度あって良いのでは。 ・ 専業で生活できる水準に押し上げるべき。 ・ 議員活動に専念でき、今後議員になりたいと思う人を増やしていかないと考えるため。 ・ 物価高に合わせるべき。
450,000 円 (1 名)	・ 浜田市職員の部長職、課長職の年間人件費は 1,100 万円である。平均は 800 万円であり、議員の年間人件費もこの金額（職員平均並み）に近づけるべきと思う。
800,000 円 (1 名)	・ そのくらい働いてほしい、働いてる。
金額回答なし (1 名)	・ 松江市及び出雲市の水準を目標とすべきと考える。私自身のためではなく、次世代や子育て世代が生活への不安なく議員活動に取り組める環境を整えることが、議会の活性化につながると考える。

(4)過去の特別職報酬審議会では、議員報酬額の議論にあたり、議員数を考慮した総人件費についても議論されましたが、どのようにお考えですか。

理由
・総人件費に固執することなく、議員1人当たり、人口、面積、市の予算額などを考慮すべきである。 ・議会改革度ランキングを維持（上昇）するために議会の仕事（役割）は多忙になっている（合併当初に比べ）事は事実。現在の総人件費は維持していただきたい。 ・現在の総人件費は維持すべきである。 ・自分が満足かどうかではなく、将来の若手議員を生むには上げると可能性があると思う。 ・現在の総人件費は維持すべきである。 ・定数は削減16名、報酬はそのまま。 ・議員定数を少なく、報酬を上げる。 ・一般会計予算の割当てで、議員報酬は約0.2%にあたり、総人件費として上がったとしても上げるべきである。 ・総人件費が上がるが、当然いたしかたないと考える。 ・議員の人数が減ることは、議会のマンパワーの減少、審査能力や提案能力の低下を生じかねず、議員のいっそうの研鑽が求められるため、議員の総人件費は考慮に入れなくていいのではないか。職員の総人件費にくらべれば微々たるものに思う。 ・浜田市の規模で考えると定数は18名に、そして一律で報酬は5万円アップ。20～50代の働き盛り世代が報酬面でためらうため。 ・報酬は上げるべき。 ・議員定数と報酬は目的が異なる問題であり、別々に検討すべきである。 ・上げて人材を確保すべき。3,000万～1,000万／年ないと人材が集まらない。 ・議員数減少となれば活動量の増加が予測される。となれば総人件費を維持し、議員報酬の増加を図るべき。 ・総人件費が上がれば、予算も上げるべきと考えます。 ・議員定数の適正化を図ると共に、議員報酬を上げるべき。 ・これまで議員定数は何度も削減され、議員一人当たりの責任は大きくなっている。定数削減で生じた財源の一部を報酬へ還元し、議会全体の総人件費の中で適正な報酬水準を確保することが望ましいと考える。

2 政務活動費について

(1)現在の政務活動費をどのようにお考えですか。

現在の額	適当である	多い	少ない
240,000円	11	2	5

(2) (1) で回答した理由をお答えください。

理由
・政務活動は推進すべきであるが、浜田市議会の執行率の低さなどから、議員の活動の拡大、使いやすい使途の拡大を検討すべきであり、一つにかかって議会側の能動的な対応が必要である。 ・現在の額になって政務活動がより活発に出来る様になった。 ・以前の 10 万円に比べると使途が広がった。議会活動や議員活動の合間での視察や研修、その他の活用を考えても現在の金額が適当と思う。 ・持っている時間で考えると妥当。 ・もっと少ない金額の市町はたくさんあるため ・そこまで必要ないから。 ・現状維持で問題ないと感じる。 ・有効かつ厳格に活用するため。 ・使い方はそれぞれ考えればよい。 ・まだ 1 年分も活動していないので、多い少ないの判断は難しい。 ・全国レベルでいけば、月 3 万円ぐらいではないか。 ・新人、期数の浅い方はもっと研修や視察に行くべき。また、活動費の用途を広げるべきである。 ・勉強に糸目をつけるな！ ・活用した結果が現在以上に現れるようであれば増額も検討すべき。 ・視察の他に、通信費等新たな費用と交通費も増えているため。 ・受講したい講習会も限られる。また、議会報告経費としても十分とは言えない。 ・政務活動費の増額により調査研究や研修など議員活動の幅は広がったと感じている。一方で、使途基準が細かく活用しにくい面もあるため、透明性を確保しながら、より実態に即した柔軟な運用ができる制度となることを望む。

(3) (1) で「多い」又は「少ない」を選んだ方にお尋ねします。

望ましい政務活動費の額はいくらですか。また、その理由を記載してください。

望ましい額	理由
100,000 円	・旅費を減らせば十分な額。
200,000 円	・主に視察や資料購入などに活用するため。
360,000 円	・全国平均として。 ・現行＋新たな通信費を 1 万円程度と考えます。
420,000 円	・AI、NET 環境、機器の充実のため。
500,000 円	・正しい活動を促進するのに必要、用途広げて。

6,000,000 円

・月 50 万円（秘書がいるとはかどる）

(4) 過去の特別職報酬審議会では、「政務活動費を上げてでも使途が厳格に設定されている中では使いづらいのではないか」、「使用目的について、議会内で緩和を検討すべきでは」という意見がありましたが、どのようにお考えですか。

理由

- ・議会活動、政務活動は、市民生活、地域活動全体にまたがる、かかわることであり、上記 2 (2) のとおり一つにかかって議会の対応であり、報酬審議会からもその旨指摘していただきたい。
- ・政務活動費の使途基準や申請・報告の在り方について他の自治体に堂々と誇れるものがある。
- ・大変ありがたいご意見だったと思っている。政務活動費が上がれば、活動の幅は広がるかもしれないが、限られた額の中で有効な使い方ができるのではと考えている。
- ・使用目的はしっかりあるべき。
- ・政務活動費は据え置き使用目的の緩和をしてほしい。（例：携帯料金の基本料金 1/3 を請求できる等）
- ・使用目的について、緩和するべき。
- ・使用目的を議会内で緩和しても、活用に第三者から疑義があった場合、最後の判断は司法にゆだねられるため厳格に設定する必要があると考える。
- ・もう少し自由度を上げてほしい。
- ・少なくとも 2～3 年程度活動してみないと何とも言えない。
- ・現行の使途基準のなかで活動すればいいと思う。
- ・議員報酬はあくまでも議員の生活費。政務活動の費用が報酬を使わなければならないのはおかしい。
- ・使途は少し緩和しても良い部分はあるが、概ね妥当な額である。
- ・広報や自分の議会報告も全額認めるべき。ルーズ（良い意味で）にすべき。選挙の投票率をあげるためにも飲食代も OK にすべき。
- ・政務活動費は、議員活動の幅を広げるためにも上げてほしいです。
- ・AI 機能の充実により、活動の幅を広げることが可能。DX 推進して議員活動を向上させるためにも、その分活動費を上げていただきたい。

3 上記のほか、議員報酬及び政務活動費に関して意見があればお聞かせください。

意見

- ・議会が市民の信頼を得ることが第一であり、分かりやすい議会、市民の期待に応える議会となるよう報酬審議を通じて指摘、提言をいただきたい。
- ・財政との絡みもあるが、若い人材が議員にチャレンジしやすい環境づくりが大切だと思う（議会活性化においても）。
- ・議員報酬については適当であると答えたが、子育て世代の方にとっては少ないと感じている。特に若い人が希望を持てる報酬との視点も必要と考える。
- ・多様な人が議員に立候補するには、安心して議員活動が出来る環境の整備が必要ではないでしょうか。
- ・自治体の規模も考慮し、妥当な報酬額にすべきと考える。
- ・議員は何年やっても報酬は上がらない。4年に一度選挙がある経費も認められない。社会保障なし。会社員と個人事業主の悪いところどりの状態。多様な世代（特に若者）のチャレンジを難しくしている。
- ・兼業・副業、復職制度など企業側の理解を求め、会社員など現役世代が議員を目指しやすい環境づくりを重視すべきだ。
- ・金に糸目をつけるな！
- ・議員定数は22人→19人（3人削減）

議員報酬のあり方に関する意見

1 背景と主張の枠組み

- ・議員報酬は「生活給」ではなく「職務対価」とであると位置づけ、現行の月額固定制が実質的に生活給化していると指摘。
- ・そのため、報酬額設定は職務内容・成果と結び付けて設計すべきであると主張。

2 報酬形態の3つの選択肢

○月額固定制

- ・収入安定は議員活動の専念を促すが、成果反映が乏しく生活給的性格が強い。

○日割り(日当)制

- ・出席・調査等の実務日数に応じて報酬を支給。成果の可視化が容易で、専門職や本業を持つ人の参画に親和性が高い。

○基本報酬+実績評価

- ・基本報酬で安定性を確保し、活動実績に応じて加算。評価項目の設計に注意が必要。
- ・立候補者の多様性、説明責任、運用実効性を考慮し、日割り制を中心に基本報酬を組み合わせる方式を推奨。

3 実績評価の具体的枠組み

- ・目標：本会議・委員会出席だけでなく、議案調査、政策立案、住民相談、現地調査、行政機関との協議等を含める。
- ・適用除外：選挙運動・政党活動・純粋な私的活動。
- ・評価基準は単に件数ではなく、内容を記録・公表し、住民が報酬と成果の関係を確認できる仕組みを設ける。

4 議員の専門性と報酬

- ・議員は高度な権限を有するが、専門資格が必須ではないため、専門性確保のメカニズムが不足。
- ・報酬だけで専門性が向上すると誤解しないよう、議員研修義務化・議会事務局の強化・外部専門家活用・実績公表を同時に検討すべき。

5 なり手不足と報酬

- ・報酬低下がなり手不足に寄与している可能性は認めるが、月額報酬増額だけで解消できるわけではない。
- ・日割り制・基本報酬+実績評価方式は、本業を継続しながら議員活動ができる制度へと導くため、従来とは別の層の参画を促進できると評価。

6 議員定数との関係

- ・報酬と定数は別々の課題とみなし、報酬額を増減させることで定数を削減・増加を行うべきではない。
- ・定数削減は選挙における得票数上昇や参画障壁増加の懸念があるため、独立して検討する必要がある。

7 結論・提案

- ・「報酬＝職務対価」を再確認し、月額固定制に固執せず、日割り制をベースに基本報酬を組み合わせ、成果を可視化する仕組みを採用。
- ・それに加え、専門性向上と説明責任を担保する研修・支援制度を併設。
- ・以上を踏まえ、審議会には報酬形態の比較検討と詳細設計を行うよう再度要請。

ポイント

- ・報酬形態は3種類を比較。
- ・日割り制を主軸にし、基礎報酬を設ける方式を推奨。
- ・実績の可視化・公表と専門性の強化を同時に図る。
- ・定数調整と報酬設定は独立した課題として扱う。

令和 8 年 7 月 10 日

浜田市議会議員報酬等審議会御中

議員報酬のあり方に関する意見

浜田市議会議員

1 はじめに

報酬審議会において議員報酬のあり方について検討いただくに当たり、議員報酬の性格、支給形態、議員の権限と専門性、なり手不足及び議員定数との関係について、私見を述べる。

審議会の直接の審議対象は議員報酬等の額であるが、適正な額は議員の職務をどのように捉え、何に対して報酬を支給するのかという前提を抜きに判断することはできない。したがって、金額の多寡だけでなく、支給形態そのものについても検討する必要があると考える。

結論として、現行の月額固定制を当然の前提とせず、①月額固定制、②日割り（日当）制、③基本報酬と活動実績に応じた評価を組み合わせる方式の三つを、市民への分かりやすさ、活動実態との整合性、多様な人材の参画及び制度運用の実効性という観点から比較検討いただきたい。なお、個人的には、日割り制を軸とし、本業等と兼務しながら議員活動を行う仕組みが、市民にとって最も理解しやすいと考えている。

2 「報酬」の性格について — 生活給化した実態と本来の対価性

地方自治法第 203 条は、議員に支給する金銭を一般職の職員に対する給与とは区別し、「議員報酬」と位置付けている。議員報酬は、雇用関係に基づいて生活を保障するための給与ではなく、市民から負託された職務を遂行し、その責任を負うことに対する対価として捉えるべきものである。

しかし、現行の報酬体系は、月額固定の報酬に 6 月及び 12 月の期末手当を組み合わせしており、その支給構造は常勤の給与所得者に近い。議会活動の実績、活動量又は市民への説明責任の果たし方にかかわらず、毎月一定額が支給されるため、実態としては「報酬」というより生活給として機能している面があることは否定できない。

本来、報酬は、職務を遂行し、一定の成果を生み出すことに対する対価であるべきである。もっとも、議員活動の成果は、短期的な政策結果や質問回数だけで単純に測定できるものではない。それでも、本会議・委員会への出席、議案調査、政策提言、住民相談、現地調査その他の活動実績を可視化し、支給額との対応関係を市民に説明できる仕組みへ近づけることは可能である。

現行制度では、支給額と職務遂行の実績・成果との結び付きが市民から見えにくい。

「報酬」という制度本来の対価性を回復するためには、どのような職務及び活動に対して、いくらを支給するのかを明確にする必要がある。

3 支給形態について — 三つの方式の比較検討

議員報酬の支給形態については、少なくとも次の三方式を比較検討すべきである。

① 月額固定制

任期中継続して議員としての責任を負い、突発的な住民相談や緊急案件にも対応する立場を包括的に評価できる。また、収入が安定するため、議員活動に専念しやすい利点がある。一方、活動実績にかかわらず一定額が支給されるため、生活給的な性格が強くなり、支給額の根拠が市民から見えにくいという課題がある。

② 日割り（日当）制

本会議、委員会、調査活動、住民対応等について、客観的に確認できる活動日数に応じて支給する方式である。日額報酬は、議員活動の成果そのものを完全に測定するものではないが、少なくとも、職務を遂行した実績を市民が確認するための簡明な活動指標であり、成果を判断するための基礎的な指標として分かりやすい。税金から支給される報酬と活動実績との関係が明確になることも大きな利点である。

また、日割り制は、議員報酬だけを生活の基盤とするのではなく、民間企業、福祉、医療、法律、建設、農林水産業等の本業や専門分野を持つ人が、仕事を継続しながら議員活動に参画する制度と親和性がある。地域社会の実態や民間の感覚を議会に持ち込むという点でも意義がある。一方、会議への出席だけを対象とすれば、資料調査や住民対応など見えにくい活動を過小評価するおそれがあり、対象活動の定義が重要となる。

③ 基本報酬と活動実績評価を組み合わせる方式

議員として継続的に責任を負うことに対して一定の基本報酬を支給し、本会議、委員会、調査研究、住民対応等の活動実績に応じて加算する方式である。月額固定制の安定性と日割り制の分かりやすさを両立できる可能性がある一方、評価項目が複雑になり、形式的な活動件数を増やすことが目的化しないよう、客観的かつ簡素な基準を設ける必要がある。

以上の三方式について、最初から月額固定制を前提とするのではなく、それぞれの利点と課題を示した上で比較検討することを求める。その上で、私は、日割り制を基本とし、必要に応じて継続的な職責に対応する一定の基礎額を組み合わせる方式が、市民への説明可能性と実務上の安定性を両立しやすいと考える。

4 日割り制等における活動範囲と評価方法

日割り制又は活動実績を反映する方式を採用する場合、その対象を本会議及び委員会への出席だけに限定すべきではない。議案の調査研究、政策立案、住民相談、現地調査、行政機関との協議、公務としての研修など、議員として必要な活動も適切に位置付ける必要がある。

一方、選挙運動、後援会活動、政党活動及び純粋な私的活動は対象外としなければならない。また、活動の単位を一日又は半日とするのか、活動実績をどのように確認するのか、年間上限を設けるのか、住民相談に関する個人情報などをどのように保護するのかといった運用基準も必要である。

重要なのは、活動件数を増やすこと自体を成果とみなすのではなく、活動内容を一定の様式で記録・公表し、市民が報酬と活動実績の関係を確認できるようにすることである。

日額又は活動実績に基づく支給は、単なる出席手当ではなく、議員活動を可視化し、市民への説明責任を高める制度として設計されるべきである。

5 議決権限と専門性の不整合について

議員は、多額の予算、条例、契約、財産の取得・処分その他の重要議案について議決権を有し、その判断は行政運営と市民生活に直接影響する。これほど重い権限を持つ一方、議員には、行政、財政、法律、会計、福祉等に関する専門資格や実務経験が資格要件として求められているわけではない。

この点では、議員は、町内会長をはじめとする地域の役職と同様に、専門資格を前提とせず、市民からの信任によってその立場に就くことができる。地域の声を代表することは重要であるが、専門的な研修を十分に受けないまま、地域活動等で得た一般的な知識・経験の範囲で、多額の予算や複雑な制度を判断せざるを得ない議員が生じる可能性も否定できない。

権限の重さと、その権限を行使するための専門性の担保との間に不整合がある状態を、議員個人の努力だけに委ねては、議会による行政監視と適切な政策判断を安定的に確保することはできず、健全な行政運営を担保することも困難である。これは

個々の議員を批判する問題ではなく、議会制度上の構造的な課題である。

また、報酬を引き上げるだけで専門性が高まるわけではない。報酬水準を検討するのであれば、議員研修の義務化、議案調査を支える議会事務局機能の強化、外部専門家の活用、活動実績の公表等を併せて検討し、報酬と職務能力・説明責任を一体のものとして捉えるべきである。日割り制や活動実績を反映する方式には、各分野で実務経験を有する人材が本業を続けながら議会に参画しやすくなるという点でも、検討する価値がある。

6 なり手不足論との関係について

議員報酬の低さがなり手不足の一因となる場合があることは理解している。しかし、報酬を月額で引き上げれば直ちになり手不足が解消するとは限らない。高い月額報酬を前提とすると、議員報酬を主たる生活基盤とする専門的な議員像に制度が固定され、本業を持つ現役世代や専門職にとって、かえって立候補の選択肢が狭まる可能性もある。

日割り制又は基本報酬と活動実績評価を組み合わせる方式が、必ずなり手不足を解消すると断定するものではない。しかし、本業を継続できる制度、議員活動に要した実績が報酬に反映される制度及び活動内容を市民に説明できる制度は、従来とは異なる層の参画を促す可能性がある。したがって、なり手不足を理由に月額固定制だけを維持又は増額するのではなく、三方式が候補者層、家計、就業継続及び議員活動にどのような影響を与えるのかを比較すべきである。

7 議員定数との関係について

報酬のあり方と議員定数は、相互に関連するものではあるが、同一の判断基準で論じるべきものではない。定数は、住民の多様な意思をどれだけ議会に反映できるか、委員会等の議会機能を維持できる人数を確保できるかという代表機能の問題である。これに対し、報酬は、職務の遂行及び責任に対して、いかなる対価をどのような方法で支給するかという問題である。

議会費の総額を「定数×一人当たり報酬」として捉え、定数を削減して生じた財源で一人当たり報酬を引き上げる方法は、財政上は分かりやすい。しかし、代表機能に関する定数の問題を、報酬原資を確保するための調整手段として扱うことは適切ではない。定数削減によって当選に必要な得票数が上昇すれば、新たに立候補する人にとっての障壁が高くなる可能性もある。

したがって、報酬の支給形態及び水準と、議員定数のあり方は、それぞれの目的と判断基準に基づいて独立に検討し、議会費総額の帳尻合わせのために一方を他方の調整弁として用いるべきではない。

8 おわりに

議員報酬は、議員の生活を保障すること自体を目的とするものではなく、市民から負託された職務を遂行し、その成果と責任を引き受けることに対する対価であるべきである。

現行の月額固定制が実態として生活給化しているのであれば、そのことを当然視せず、市民に説明できる支給方式へ改める必要がある。

以上を踏まえ、審議会において、次の事項を検討いただきたい。

① 月額固定制、日割り制、基本報酬と活動実績評価を組み合わせる方式の三方式を比較すること。

② 市民への分かりやすさ、活動実態との整合性、多様な人材の参画、財政負担及び運用可能性を評価すること。

③ 日割り制等を採用する場合は、対象活動、確認方法、支給単位、上限及び情報公開の基準を明確にすること。

④ 報酬水準の議論と併せて、議員研修、調査支援及び活動実績の公表など、専門性と説明責任を高める仕組みを検討すること。

⑤ 報酬の問題と議員定数の問題を、議会費総額の調整という理由だけで一体化しないこと。

その上で、個人的には、活動実績と支給額の関係が明確であり、本業等と兼務しながら多様な人材が議員活動に参画できる日割り制を基本とした仕組みが、市民にとって最も理解しやすく、議員報酬本来の対価性にも合致すると考える。